

【愛知県知事（神田 真秋）】

皆さん、こんにちは。知事の神田でございます。

地方分権シンポジウムのご案内を申し上げましたところ、今日はこんなにも多くの皆様方に会場へお集まりをいただきましてありがとうございます。2階席も満席でございます、本当に多くの方々にご来場いただきました。出席者の名簿を拝見いたしますと、随分遠くからも今日は駆けつけていただいております。はるばるお越しいただきました皆様方には心からお礼を申し上げたいと思います。本当に多くの皆さん、ありがとうございます。

さて、地方分権ということでございますが、私ども47都道府県で知事会というのがあるのはご承知のとおりでございます。この知事会が一昨年、これは7月でありましたけれども、岐阜県高山で全国知事会議を開催した際に、そこで高々と掲げた知事会の旗印が「闘う知事会」ということでございました。従来の知事会の活動は、どちらかといいますと国に対して大変従順で、さまざまな国からの指示やら指導やらを、いわば受け皿のようにしていたのが現実の姿であったような気がいたします。しかし、これからはそうではだめだと。闘う知事会でこれから力を結束しようというのがそのときの旗印であったわけであります。

どうしてこうした新たな旗印を掲げて動き出したかというその淵源をたどりますと、それは平成12年、2000年でありますけれども、やはり地方分権一括法というところへたどり着くのではないかと思います。このとき、皆様方もご承知のとおり、機関委任事務を廃止するなど、それまでの国と地方との関係は上下関係であったり主従関係であったものを、これからは対等・協力関係にしよう。これは、その地方分権一括法によって法律的にも制度的にも担保されたわけであります。したがって、きちんと国に対しても地方から物を言おう。また、堂々と協議をして結論を見出そうというのがこの法律の根底にあるものでございまして、それがようやく一昨年、知事会議という場所で「闘う知事会」という、少し刺激的な旗印でありますけれども、そうした方向性を打ち出したということが言えようかと思います。

平成5年でありますけれども、国会では地方分権の国会決議がなされました。それから地方分権推進委員会というものが組織され、5次にわたる勧告がなされて一括法につながったわけでありまして、そのときの委員長をお務めいただいたのが、今、地方制度調査会会長をお務めの諸井先生であります。きょうは後ほど諸井会長から、現状のさまざまな取り組みやら、あるいはこれまでのいろんな経過など、お話をいただけるものと存じます。どうか皆様方にはそうしたお話をお聞きいただきまして、これからの地方分権を考えるよすがにいただきたいと存じます。

さて、具体的な姿、形ということでは、このところ、特に1年、2年、三位一体改革ということが県だけではなく、市町村においても大変大きな課題として議論されてまいりました。この三位一体改革のさまざまな問題点は、ここで

申し上げる主たる課題ではございませんので割愛をいたしますけれども、私も、実はこの三位一体改革というものを考えるときにこんなふうに物事を整理いたしました。地方分権というのは、言うまでもなく住民に一番近い行政が物事の判断をさまざまなニーズに応じながら決め、そして実施しようという考え方であります。しかし、よく考えてみますと、地方が何もかもしよい込み抱え込んで、果たしてこれから地方が動いていけるだろうか。そんなことを考えますと、地方分権の究極にあるのは、その地域の住民の方と適正に仕事を分かち合い、一緒に協働関係でコラボレートしていくことではないだろうか。それがきちんと実現されるためには、どうしても住民の皆様方のご理解が必要であります。納得していただくことが必要なわけであります。

ところが、三位一体の問題を外から眺めてみますと、多くの方は国と地方のお金の取り合いじゃないかというふうに映りがちであります。したがって、地方が本当に自主自立して物事を判断し、住民の皆様方に喜んでいただけるような三位一体改革のあり方は何かということを私どもはスタート段階で考えたわけでありまして、そのためには補助金改革をして、税源移譲を受けることによって、どんなに地域が変わり行政システムが変わるのかというのを、きちんと住民やら県民にお示しをしなければならないと思ったわけであります。

そこで、愛知県は、国から県に来ている全ての補助金について、一つ一つ全部洗い直しをしました。これはどこが担当すべきで、そして制度を変えることによってどうよくなるのか、全部見直しました。担当の職員を専任で二、三人張りつけて、2ヵ月、3ヵ月かかった作業であります。そこでいろんなことが見えてまいりました。

その二、三の例を挙げてみますと、例えば今日は行政の方もたくさんいらっしゃるわけではありますが、重度身体障害者の日常生活用具の給付、あるいは貸与事業というのがありますね。これを見ていきますと、電話だとかファクスはその日常用具の補助対象になっているんですね。ところが、携帯電話がその対象になっていない。しかし、今は1人1台を当たり前持つ時代になり、しかも聴覚障害者の方はあの携帯電話のメールがどんなに役立っているのか。そういう現状を見ますと、固定電話、ファクスが補助対象になって、どうして携帯電話は補助対象にならないのか。これはやっぱり現場の状況をよくにらんでいる地方だからこそ気づくことであります。

あるいは、今、NPOが活躍していただく時代だと言われております。私もこのNPOは大変重要な社会的存在だと認識をしております。これから行政はNPOと一緒にさまざまな仕事をしていこうということで、去年は全国に先駆けてルールブックというものをつくり、これを公表したところでございます。ところがこのNPOも、例えば保育所、保育所も法人化されたNPOは設置者の対象にはなっているんですが、施設整備をするときにはその対象になっていないんですね。どうもこれはおかしい。やはり各論へ入っていけば、ちぐはぐちぐはぐしたところがある。きめ細やかさが足りない。これもやはり地

方に任せてもらって、財源もきちんと移してもらって、そして本当に住民の皆様方が喜び、効果がある仕事をしていきたいというのが我々の原点でありました。

そんなことで三位一体改革が進んできたわけでありますけれども、この三位一体改革は地方にとって必ずしも満足のいく中身になっていないと思います。ただ、削減、スリム化の対象になっておりましたり、あるいは県の立場で言いますと、十分な議論もないままに国民健康保険の県負担が出てまいりまじたり、義務教育だとか生活保護費の問題などは先送りされました。いろんな問題がありますけれども、これはまだ続いていく問題でありますので、六団体が力を合わせ、また皆様方と一緒にこの問題はきちんと進めていかなければならないと思っているところでございます。

さて、そうした大きな地方分権といううねり、潮流、トレンド、これはもうとどめることができない大きな流れになっております。次の問題は、あるいは道州制なのかもわかりません。私どもはやはりそのようなことを考えまして、「分権時代における県の在り方検討委員会」というものを有識者の方に入っただき組織化し、そこでいろいろ議論をしていただきました。こんな厚い小冊子になってその結果が出ております。その中身についても、きょうはこの後、皆様方にご説明を申し上げる予定になっておりますので、ここでは触れることは遠慮申し上げますけれども、私はこの道州制は基本的には進めなければならないという賛成の立場にいる一人ではありますが、ここでもやはり同じ問題があるんじゃないかと思っております。それは一つは、先ほど申し上げたとおり、住民、地域の皆様方の理解なくして到底できないということでありまして、その理解を得るためには、納得を得るためには、道州制になって、どんなふうはこの地域の生活やら社会環境が変わるのかということをやはりきちんと提示し、ご理解を深めていただく必要があるんじゃないかと考えているところでございます。私はそのような立場で、これからもこの問題に関心を持ちながら一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますが、大きな流れとして、その問題がこれからより密度の高い議論が進んでいくことは間違いないと思っておりますので、皆様方の一層のご理解とご協力を頂戴したいと思います。

ただ、この道州制について、一つだけつけ加えますと、最近、私どもの愛知県でもそうではありますが、市町村合併がどんどん進んでおります。多くの都道府県でこの合併が今どんどん進んでいるわけではありますが、従って次は県だという議論も多くなっております。しかし、私はちょっとこれはおかしいなと思っております。もう少し骨太の、この国の基本的な形がどうあるべきかというところで、道州制はやっぱり議論する必要があるんじゃないかと思っております。そのためには、やはりかなり制度的にも、現実のさまざまな動きについても、幅広く議論をしていかなければならない大きな大きな話でありますので、決してこれは拙速にわたることなく、時間も十分かけ、徹底的な国民論議に高めていく必要があるんじゃないかと思っている次第であります。

主催者のあいさつが大分長引いてしまいました。この程度で終えさせていただきますが、私どもそのような気持ちで地方分権の現状を認識しながら今進めているところでございます。きょうは有力な学者の皆様方にもお揃いをいただいておりますし、今日のこのシンポジウムで皆様方にとりましてもさまざまな実り多い成果が生まれますように、どうか最後までおつき合いをいただきたいと存じます。皆様方のご出席に改めてお礼申し上げ、最後までおつき合いをいただきますことをお願い申し上げます、甚だ簡単でございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。本日はありがとうございました。

